

岐阜県公報

第二千五百五十七号
平成二十六年六月二十四日
(火曜日)

目次

議会規則

○岐阜県議会会議規則の一部を改正する規則

(議事調査課) 四〇三^{ページ}

告示

○道路の区域変更

(道路維持課) 四〇三

○道路の供用開始

(同) 四〇四

公示

○特定非営利活動法人の設立認証申請

(環境生活政策課) 四〇四

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

(同) 四〇四

○介護保険指定居宅サービス事業所の指定

(高齢福祉課) 四〇五

○介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

(同) 四〇五

○介護保険指定居宅介護支援事業所の指定

(同) 四〇六

○介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止

(同) 四〇六

○介護保険指定介護予防サービス事業所の指定

(同) 四〇七

○介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

(同) 四〇七

○大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商業・金融課) 四〇七

○県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 四〇八

○土地改良事業の工事の完了

(同) 四〇八

○公共測量の終了

(用地課) 四〇八

議会規則

岐阜県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月二十四日

岐阜県議会議長 洞 口 博

岐阜県議会規則第一号

岐阜県議会会議規則の一部を改正する規則

岐阜県議会会議規則(昭和三十八年岐阜県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項中「委員長の許可を得なければ」を「あらかじめ傍聴券の交付を受けなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第四百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年六月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	白鹿山倉線	郡上市美並町白山字頓屋敷五〇七番二地先から同市同古口四七一番二地先まで	同市同古口四七一番二地先まで	字羽佐	後	前	二・七 一〇・一	二・五 四八・九	

岐阜県告示第四百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年六月二十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類		路線名		区 間		延長	供用開始の期日	備考
県道	大平賀加線	同市同古口四七一番二地先まで	同市同古口四七一番二地先まで	同市同古口四七一番二地先まで	同市同古口四七一番二地先まで	二・七 一〇・一	二・五 四八・九	

公 示

○特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年五月十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みいーんなげんき
- 三 代表者の氏名 寺井 有子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市長坂八丁目一九八番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域の高齢者、障害者や子どもに対して、宅幼老所を中心とする事業を行い、幅広い世代の交流をとおして、地域での課題解決に取組み、安全で安心な生活環境をつくることで、地域における高齢者、障害者及び子どもの心身の健康と福祉の増進に寄与することを目的とする。

○特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十六年五月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人思いの絵本展
- 三 代表者の氏名 長瀬 守

四 主たる事務所の所在地 岐阜県飛騨市古川町三丁目八番一号

五 定款に記載された目的 この法人は、飛騨地域の子ども達に対して、本を読む楽しさを伝え、たくさんの本に出会うことで親子のふれあいを深めるための支援に関する事業を行い、絵本を手がかりに温かい人間関係、ぬくもりのある子育てを支援すること子ども達の健全な育成に寄与することを目的とする。

。介護保険指定居宅サービス事業所の指定

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十条第一項の規定に基づき同法第四十条第一項の指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	年月日
社会福祉法人 山県市社会福祉協議会	ショートステイあさひ	岐阜県山県市高木九三三番地	短期入所生活介護	平成二六・五・一
株式会社伴走社	茶話本舗デイサービス岐阜羽島	岐阜県羽島市福寿町平方三丁目七番地	通所介護	平成二六・五・一
株式会社笑顔いちばん	デイサービス笑顔いちばん那加店	岐阜県各務原市那加雄飛ヶ丘町一八番地八	通所介護	平成二六・五・一
合同会社慶通所介護施設	スマイル伊岐津志ミニデイサービス	岐阜県加茂郡八百津町伊岐津志一一五七番地一	通所介護	平成二六・五・一
株式会社エリ	関の里一笑	岐阜県関市下有知一九七番	通所介護	平成

アサポートジャパン	一般社団法人明日の福祉を考える人たち	特定施設入居者生活介護あすか	岐阜県関市小瀬二一〇九一	特定施設入居者生活介護	平成二六・五・一
あかねケアホールディングス株式会社	特定施設入居者生活介護小瀬の杜あかね	岐阜県関市小瀬一五〇五番一	特定施設入居者生活介護	平成二六・五・一	
有限会社ケアサービス	ケアーズ訪問看護リハビリテーションみのかも	岐阜県美濃加茂市太田町二四八一一則竹ビルディング三三四階	訪問看護	平成二六・五・一	
株式会社ヤマト	ケアーズ可児訪問看護リハビリテーション	岐阜県可児市大森一五二二一〇	訪問看護	平成二六・五・一	

。介護保険指定居宅サービス事業所の廃止

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定に基づき指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービス事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	年月日
株式会社環境福祉基構	特定施設入居者生活介護	岐阜県関市小瀬一五〇五一	特定施設入居者生活介護	平成二六・四・三〇

介護保険指定居宅介護支援事業所の指定 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十九条第一項の規定に基づき同法第四十六條第一項の指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により次のとおり公示する。 平成二十六年六月二十四日 岐阜県知事 古 田 肇					介護保険指定居宅介護支援事業所の廃止 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第二項の規定に基づき指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により次のとおり公示する。 平成二十六年六月二十四日 岐阜県知事 古 田 肇				
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護支援事業所				
株式会社新生メディカル	新生メディカル訪問看護ステーション	岐阜県高山市岡本町二丁目一八番地二一	訪問看護	平成二六・四・一					
フジ・ライフサービス株式会社	あおばヘルパーステーション	岐阜県多治見市弁天町二丁目一九志村ビル一F	訪問介護	平成二六・五・一					
医療法人恵那メモリアルクリニック	医療法人恵那メモリアルクリニック居宅	岐阜県恵那市長島町正家字横本六〇五一	居宅介護支援	平成二六・五・一					
特定非営利活動法人あらいず和	りあらいず和介護支援センター	岐阜県郡上市八幡町初納字八講田五番地一スマイルガーデン二〇三号	居宅介護支援	平成二六・五・一					
医療法人社団大治会	ケアマネセンターターたいよう	岐阜県加茂郡八百津町錦織一五三〇番地三九	居宅介護支援	平成二六・五・一					
特定非営利活動法人宅児老所楽らく	特定非営利活動法人宅児老所楽らく	岐阜県多治見市坂上町二丁目三八番地	居宅介護支援	平成二六・五・一					
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日					
合資会社いなば	ケアサポートいなば	岐阜県大垣市稲葉西二丁目六〇番地	居宅介護支援	平成二六・三・三					
フジ・ライフサービス株式会社	あおばケアプランセンター	岐阜県多治見市弁天町二丁目一九志村ビル一F	居宅介護支援	平成二六・五・一					
医療法人和光会	ケアプランセンター北方	岐阜県本巣郡北方町柱本南三丁目八第二コーポウスイ北二〇一号	居宅介護支援	平成二六・五・三					
介護保険指定介護予防サービス事業所の指定 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第一百五條の二第一項の規定に基づき同法第五十三條第一項の指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第一百五條の十一第一号の規定により次のとおり公示する。 平成二十六年六月二十四日 岐阜県知事 古 田 肇									

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 月 日 定
社会福祉法人 山県市社会福 祉協議会	ショートステ イあさひ	岐阜県山県市高木九三三番 地	介護予防 短期入所 生活介護	平成 二六・五・一
株式会社笑顔 いちばん	デイサービス 笑顔いちばん 那加店	岐阜県各務原市那加雄飛ケ 丘町一八番地八	介護予防 通所介護	平成 二六・五・一
合同会社慶通 所介護施設	スマイル伊岐 津志ミニデイ サービス	岐阜県加茂郡八百津町伊岐 津志一一五七番地一	介護予防 通所介護	平成 二六・五・一
株式会社エリ アサポートシヤ パン	関の里 一笑	岐阜県関市下有知一九七番 地四	介護予防 通所介護	平成 二六・五・一
一般社団法人 明日の福祉 を考える人た ち	特定施設入居 者生活介護 あすか	岐阜県関市小瀬二〇九一	介護予防 特定施設 入居者生 活介護	平成 二六・五・一
あかねケアホ ールディング ス株式会社	特定施設入居 者生活介護 小瀬の杜 あ かね	岐阜県関市小瀬一五〇五番 一	介護予防 特定施設 入居者生 活介護	平成 二六・五・一
有限会社ケア サービス	ケアーズ訪問 看護リハビリ ステーション みのかも	岐阜県美濃加茂市太田町二 四八一一一則竹ビルデイン グ一三 四階	介護予防 訪問看護	平成 二六・五・一
株式会社ヤマ ト	ケアーズ可児 訪問看護リハ ビリステーション	岐阜県可児市大森一五二二 一〇	介護予防 訪問看護	平成 二六・五・一

。介護保険指定介護予防サービス事業所の廃止

介護保険法（平成十九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定に基づき指定
介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、
同法第百十五条の十第二号の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃 月 日 止
株式会社環境 福祉基構	特定施設入居 者生活介護 あんじゅの杜	岐阜県関市小瀬一五〇五 一	介護予防 特定施設 入居者生 活介護	平成 二六・四・三〇
フジ・ライフ サービス株式 会社	あおはるパー ステーション	岐阜県多治見市弁天町二丁 目一九志村ビル一F	介護予防 訪問介護	平成 二六・五・一
株式会社新生 メディカル	新生メディカ ル訪問看護ス テーション	岐阜県高山市岡本町二丁目 一八番地二一	介護予防 訪問看護	平成 二六・四・一

。大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により意見書
の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年六月二十四日から一月間岐阜県商工労働部商業・金
融課において縦覧に供する。

平成二十六年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) 大垣駅北ショッピングモール

大垣市林町六丁目八十番五十五 外

二 意見の概要

大垣市長の意見

・ 交通安全対策及び周辺道路の渋滞防止に配慮すること。特に店舗周辺は学校への通学路となっていることから、児童生徒の交通安全対策には、特段の配慮をされたい。

(届出事項 新設)

○ 県営土地改良事業計画の決定

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
揖斐川以东第三期地区	安 八 町 役 場	平成二六・六・二四から 同 七・二三まで

○ 県営土地改良事業計画の決定

土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間

池 田 地 区

池 田 町 役 場

平成二六・六・二四から
同 七・二三まで

○ 土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和二十四年法律第九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十六年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
かんがい排水事業 (保全合理化型)	席田用水二期地区	平成二六・三・二四

○ 公共測量の終了

測量法 (昭和二十四年法律第八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により各務原市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年六月二十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
各務原市
- 二 作業種類
公共測量 (共用地図データ更新)
- 三 作業期間
平成二十五年八月一日から
同 二十六年三月三十一日まで
- 四 作業地域
各務原市

平成二十六年六月二十四日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんとびあ十三丁 岐阜文芸社